

令和5年度参加型企業情報等発信事業業務委託企画提案コンペにかかる質問に関する回答について

三重県雇用経済部雇用対策課

番号	質問	回答
1	写真撮影・学生募集・動画編集・SNS発信などは再委託可能でしょうか。	仕様書7(2)に「本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする」と記載しているとおりで
2	短期就業体験の日数は何日(1日でも可)を想定されていますか。	本事業で実施する交流体験は、令和4年6月13日改正「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意)における、インターンシップと称さない取組(タイプ1及びタイプ2)を想定しています。実施日数については、多くの方にご参加いただき、かつ効果的な内容となるような日数をご提案ください。
3	複数日の場合、受託者は常時帯同する必要がございますか。	仕様書4(1)④に「受入企業が限られた時間の中で企業の魅力などを学生等に十分に説明できるように受託者が受入企業に対して支援すること」および「交流体験を円滑かつ効果的に実施するため、受入企業および学生等に対して事前に十分な説明を行うこと」の記載をふまえ、帯同時間や方法を含め円滑な交流体験が実施できるよう、ご提案ください。